

2018年7月25日 全7頁

国内基準行の金利リスクのモニタリング案の公表

国際統一基準行よりも金利リスクの計測手法を簡素化

金融調査部
主任研究員 金本悠希

[要約]

- 6月8日、金融庁が国内基準行に対する金利リスクのモニタリング手法等の見直し案を公表した。本見直しに関しては、昨年12月に、国内基準行は金利リスクが自己資本の20%を超えないかモニタリングすることが明らかにされている（2019年3月期から）。
- 今回の見直し案は、金利リスクの計測手法と開示様式を改正するものである。金利リスクは、金利変動シナリオとして、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3つに基づいて計測すればよいとされ、国際統一基準行よりも簡素化されている。
- 開示項目の見直し案では、国際統一基準行と同様、定性的開示項目が拡充され、流動性預金の平均・最長満期や満期割り当て方法（コア預金モデル）等が追加されている。

1. 開示告示案等の公表

2018年6月8日、金融庁が国内基準行に対する金利リスクのモニタリング手法等の見直しに関して、自己資本比率規制の開示（第3の柱）に関する告示（以下、「開示告示」）の見直し案、及び「主要行等向けの総合的な監督指針」（以下、「主要行監督指針」）「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（以下、「中小・地域金融機関監督指針」）の見直し案等を公表した¹。

国内基準行に対する金利リスクのモニタリング手法等の見直しについては、すでに昨年12月の監督指針等の改正でモニタリングの枠組みの見直しが行われた（2019年3月期より適用予定）²。今回の見直し案は、昨年12月の見直しでは触れられていなかった、国内基準行についての金利リスクの具体的な計測手法と開示について明らかにするものである。

¹ 金融庁ウェブサイト（<https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20180608.html>）参照。なお、開示告示の正式名称は「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」である。

² 拙稿「銀行勘定の金利リスクの取扱い見直し【確定版】」（2017年12月18日付大和総研レポート）参照。なお、国際統一基準行の扱いについては同レポート参照。

図表 1 国内基準行に対する金利リスクのモニタリング手法等の見直し

	主な内容	ステータス	適用時期
モニタリングの枠組み	○銀行勘定の金利リスク（金利ショックに対する経済的価値の減少額）が自己資本の20%を超えないかモニタリング。超えた場合、「深度ある対話」を実施	昨年12月の監督指針等の見直しで改正済	2019年3月期
計測手法・開示	○開示様式において、銀行勘定の金利リスクの計測シナリオを規定 ・経済的価値の減少額：3個のシナリオ（※1）で計測すればよい ・金利収益の減少額：2個のシナリオ（※2）で計測 ○定性的開示項目を拡充 ・流動性預金の平均・最長満期や満期割り当てのモデル等を追加	今回見直し案が公表	

（※1）上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化のシナリオ。なお、国際統一基準行の場合、これらに加え、フラット化、短期金利上昇、短期金利低下のシナリオでも金利リスクの計測が必要。

（※2）上方パラレルシフト、下方パラレルシフトのシナリオ。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

以下、昨年12月の見直しですでに改正された部分を含め、国内基準行に対する金利リスクのモニタリング手法等の見直しについて解説する。

2. 国内基準行に対する金利リスクのモニタリング手法

（1）モニタリング手法の枠組みの見直し

昨年12月の監督指針等の改正により、国内基準行に対する金利リスクのモニタリング手法について、2019年3月期から、アウトライヤー基準を廃止し、次のような枠組みに見直すこととされた。

図表2のa.及びb.によって、「深度ある対話を行う必要があると認められる銀行」に該当するか判定される（主要行監督指針Ⅲ-2-3-3-3(1)③ロ、中小・地域金融機関監督指針Ⅱ-2-5-3(2)②）³。

図表 2 金利リスクのモニタリング手法（国内基準行）

a. 重要性テスト	銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額の最大値 > <u>自己資本の20%</u>
b. オフサイトモニタリングデータの追加分析	収益性・リスクテイク・自己資本のバランスや、金利ショックが自己資本に与える実質的な影響について分析を行う。

（出所）監督指針を基に、大和総研金融調査部制度調査課作成

³ 金利リスクの計測に関して、内部モデルを使用する場合の留意点や行動オプション性を考慮する必要があること、及び重要性テストに該当した場合の留意点について、脚注2レポート参照。

今回公表された監督指針案では、国内基準行について、上記「a. 重要性テスト」の金利ショックに対する経済的価値の減少額の最大値の算出方法が明らかにされている。具体的には、国内基準行の場合、金利ショックに対する経済的価値の減少額の最大値は、**上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティーブ化**の3つの金利変動シナリオに基づいて計算される、経済的価値の減少額（ ΔEVE ; Economic Value of Equity）のうち最大値とされている（具体的な計測手法については後述）。国際統一基準行の場合、これらに加え、フラット化、短期金利上昇、短期金利低下のシナリオでも金利リスクの計測が必要とされており、国内基準行については計測方法が簡素化されている。

上記「b. オフサイトモニタリングデータの追加分析」においては、具体的には、以下の①を基本的な着眼点としつつ、以下の②～⑤の観点等を踏まえ、銀行と深度ある対話を行う必要性について判断するとされている。

図表3 オフサイトモニタリングデータの追加分析（国内基準行）

基本的な着眼点	①「銀行が銀行勘定において保有するポジション全体の金利リスク」と「自己資本の余裕」(※1)との関係
その他の踏まえるべき観点	②「金利ショックによる有価証券の価格変動に関するリスク」と「自己資本の余裕」(※1)との関係 ③「通貨別の金利リスク」と「自己資本の余裕」(※1)との関係 ④「金利に係るリスクテイク」と「収益力」との関係 ⑤「金利ショックが将来収益に与える影響」(※2)

(※1) 自己資本の最低水準を上回る額。「自己資本の余裕」には、有価証券の含み損益を勘案する。

(※2) 本項目は2020年3月期より適用する。

(出所) 監督指針を基に、大和総研金融調査部制度調査課作成

重要性テスト及びオフサイトモニタリングデータの追加分析の要件に該当した銀行に対しては、以下のように「①当局における分析」「②対話を通じた課題の明確化と共有」「③改善に向けた監督・対話」の対応等を行うとされている（主要行監督指針Ⅲ-2-3-1-5(4)、中小・地域金融機関監督指針Ⅱ-2-2-2）。

図表4 早期警戒ラインに該当した銀行への対応（※1）

①当局における分析	基準に該当した個々のリスク等のみならず、経営環境やビジネスモデルを含め、収益性・リスクテイク・自己資本が現在の状況にある背景・要因を総合的に分析し、銀行が抱えている課題及びその原因について仮説を構築する。
②対話を通じた課題の明確化と共有	構築した仮説に基づき、銀行の自己評価を十分に踏まえながら、当局と銀行との間で深度ある対話を行い、課題及びその原因を明確化し、共有する。
③改善に向けた監督・対話	共有された課題認識に基づき、原因への対応も含めて必要な改善対応策の策定を促す。必要に応じて、当該改善対応策の実行状況のフォローアップを行う(※2)。

(※1) 個々のリスク等の基準に該当する銀行に対しては、上記①から③の取り組み方を基本としつつも、銀行の規模・特性等に応じた対応を行う。

(※2) 銀行による改善対応策の実行状況のフォローアップに当たっては、当局は、改善対応策の目的及びスケジュールについて確認する。

(出所) 主要行監督指針Ⅲ-2-3-1-5(4)、中小・地域金融機関監督指針Ⅱ-2-2-2

(2) 開示に関する見直し案

今回公表された開示告示の見直し案では、国内基準行に対して、銀行勘定の金利リスク⁴に関して、単体及び連結で以下の項目を開示することが求められている（開示告示案 10③十④九、12③十一④十、現行開示告示 11、13）。2019 年 3 月 31 日から適用される（開示告示案附則 1）。

- | |
|--------------------|
| ①定量的開示項目（年度及び半期） |
| (a)金利リスクに関する事項 |
| ②定性的開示項目（年度） |
| (a)リスク管理の方針及び手続の概要 |
| (b)金利リスクの算定手法の概要 |

(ア) 定量的開示項目の様式

開示告示案は、金利リスクに関する定量的開示項目について、銀行法に基づくディスクロージャー誌において、期末に次の様式で開示するよう求めている（開示告示案 10④九、12④十、別紙様式 11 号の 2）。中間期末にも同様の様式で開示することが求められる（現行開示告示 11、13）。

図表 5 金利リスクの記載様式（国内基準行）

（単位：百万円）

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE (※1)		△NII (※2)	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト				
2	下方パラレルシフト				
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値				
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額				

(※1) 金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるもの。EVE は Economic Value of Equity の略。

(※2) 金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるもの。NII は Net Interest Income の略。

(出所) 開示告示案 別紙様式 11 号の 2 を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

⁴ 開示告示では、「金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く）」と定義されている（現行開示告示 2③十）。

図表 5 の様式（表部分）は、自己資本の額の欄を除き、国際統一基準行と同様である（国際統一基準行では Tier1 資本の額を記載。現行開示告示 別紙様式 2 号 30 面等）。ただし、国内基準行の場合、欄は設けられていても記載しないことが認められる項目があり、記載方法が簡素化されている。

まず、**項番 4 のフラット化、項番 5 の短期金利上昇、項番 6 の短期金利低下の Δ EVE の欄（イ・ロの欄）は、経済的価値の減少額を記載しないことが認められる（別紙様式 11 号の 2、（注）1 ～n）。**

項番 3 のスティープ化の Δ EVE の欄（イ・ロの欄）は、スティープ化に基づく経済的価値の減少額が、上方パラレルシフトに基づく経済的価値の減少額以下、又は下方パラレルシフトに基づく経済的価値の減少額以下となる場合は、経済的価値の減少額を記載しないことが認められる（別紙様式 11 号の 2、（注）k）。

項番 7 の最大値の欄には、項番 1 から項番 3 までの値のうち、最大のものを記載する。ただし、項番 3 のスティープ化の欄を記載しなかった場合には、項番 1 又は項番 2 の値のうち、いずれか大きいものを記載する（別紙様式 11 号の 2、（注）o、p）。

国内基準行についての金利リスクのモニタリングの見直しは 2019 年 3 月期から（ Δ NII（金利ショックが将来収益に与える影響）は 2020 年 3 月期から）適用されるため、様式中の以下の欄は、それぞれ以下の場合に記載が求められる（別紙様式 11 号の 2、（注）s～u）。

- ロ欄・へ欄：当該欄の「前期末」が 2019 年 3 月 31 日以後である場合
- ハ欄：当該欄の「当期末」が 2020 年 3 月 31 日以後である場合
- ニ欄：当該欄の「前期末」が 2020 年 3 月 31 日以後である場合

各シナリオにおける金利ショックはそれぞれ、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに図表 6 の金利変動幅を加えたショックである（開示告示案 別紙様式 11 号の 2）。例えば、米国ドルの場合、「上方パラレルシフト」のシナリオでは、算出基準日時点のリスクフリー・レートに 200 ベーシス・ポイント（図表 6 下表の金利変動幅の「パラレル」の欄）を加える金利ショックに基づき、 Δ EVE 及び Δ NII を計測することとなる。

図表 6 各シナリオにおける金利ショック

シナリオ	加算する金利変動幅
①上方パラレルシフト	下表のパラレルの欄の値
②下方パラレルシフト	下表のパラレルの欄の値にマイナス 1 を乗じた額
③スティープ化	$\Delta R_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot (\bar{R}_{short,c} \cdot e^{-\frac{t}{x}}) + 0.9 \cdot \{\bar{R}_{long,c} \cdot (1 - e^{-\frac{t}{x}})\}$
④フラット化	$\Delta R_{flattener,c}(t) = 0.8 \cdot (\bar{R}_{short,c} \cdot e^{-\frac{t}{x}}) - 0.6 \cdot \{\bar{R}_{long,c} \cdot (1 - e^{-\frac{t}{x}})\}$
⑤短期金利上昇	$\Delta R_{short,c}(t) = \bar{R}_{short,c} \cdot e^{-\frac{t}{x}}$
⑥短期金利低下	上記の $\Delta R_{short,c}(t)$ にマイナス 1 を乗じた額

(※) c は通貨、 t は将来の期間を年数で表した値、 $\bar{R}_{short,c}$ は下表の短期金利の欄の金利変動幅、 $\bar{R}_{long,c}$ は下表の長期金利の欄の金利変動幅を表す。 x は 4 とする。

通貨（便宜的に国・地域名を記載）	金利変動幅（単位：ベースポイント）		
	パラレル	短期金利	長期金利
日本	100	100	100
スイス	100	150	100
シンガポール	150	200	100
ユーロ圏、香港	200	250	100
米国、カナダ、サウジアラビア、スウェーデン	200	300	150
英国、中国	250	300	150
韓国	300	400	200
オーストラリア	300	450	200
アルゼンチン、インド、インドネシア、トルコ、南アフリカ、ブラジル、メキシコ、ロシア	400	500	300
その他	100～400（※）	100～500（※）	100～300（※）

(※) この範囲で自金融機関が定める値。

(出所) 開示告示案 別紙様式 11 号の 2 を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

(イ) 定性的開示項目の記載内容の拡充

金利リスクに関連して、記載上の留意事項を規定している監督指針案において、記載内容が拡充されている。具体的には、金利リスクについて次の記載が求められる（開示告示案10⑩十、12⑩十一、主要行監督指針案Ⅲ-3-2-4-4(2)⑩、中小・地域金融機関監督指針案Ⅲ-4-9-4-4(2)⑩）。

図表 7 定性的開示項目の記載内容

開示告示案で記載が求められる事項	監督指針案に規定されている記載上の留意事項
① リスク管理の方針及び手続の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明 ・ リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明 ・ 金利リスク計測の頻度 ・ ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明
② 金利リスクの算定手法の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE 及びΔNII 並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項 <ul style="list-style-type: none"> — 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 — 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 — 流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提 — 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提 — 複数の通貨の集計方法及びその前提 — スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等） — 内部モデルの使用等、ΔEVE 及びΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提 — 前事業年度末の開示からの変動に関する説明 — 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 ・ 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE 及びΔNII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項 <ul style="list-style-type: none"> — 金利ショックに関する説明 — 金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE 及びΔNII と大きく異なる点）

（出所）主要行監督指針案Ⅲ-3-2-4-4(2)⑩、中小・地域金融機関監督指針案Ⅲ-4-9-4-4(2)⑩を基に、大和総研金融調査部制度調査課作成

（以上）